

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6-1
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	2-2	
許認可等	被爆者に対する被爆者健康手帳の交付			
<p>(根拠規定)</p> <p>○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) (被爆者)</p> <p>第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。</p> <p>一 原子爆弾が投下された当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者</p> <p>二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在つた者</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者</p> <p>四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者 (被爆者健康手帳)</p> <p>第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地 (居住地を有しないときは、その所在地とする。) の都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。</p> <p>3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 (平成7年政令第26条) (被爆者の範囲)</p> <p>第一条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (以下「法」という。) 第一条第一号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第一に掲げる区域とする。</p> <p>2 法第一条第二号の政令で定める期間は、広島市に投下された原子爆弾については昭和二十年八月二十日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同年同月二十三日までとする。</p> <p>3 法第一条第二号の政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第二に掲げる区域とする。</p> <p>別表第一 (第一条関係)</p> <p>一 広島県安佐郡祇園町</p> <p>二 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木</p> <p>三 広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田</p> <p>四 広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北</p> <p>五 長崎県西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷及び小江原郷</p> <p>六 長崎県西彼杵郡長与村のうち、高田郷及び吉無田郷</p> <p>別表第二 (第一条関係)</p>				

一 広島市のうち、楠木町一丁目、楠木町二丁目、楠木町三丁目、三篠本町一丁目、三篠本町二丁目、横川町一丁目、横川町二丁目、横川町三丁目、打越町、山手町、南三篠町、福島町、中広町、上天満町、天満町、西天満町、東観音町一丁目、東観音町二丁目、西観音町一丁目、西観音町二丁目、観音本町、南観音町、広瀬北町、寺町、空鞆町、西引御堂町、広瀬元町、鷹匠町、錦町、横堀町、北榎町、新市町、榎町、西九軒町、西大工町、十日市町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塚本町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、堺町四丁目、西地方町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島本町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、塩屋町、尾道町、紙屋町、研屋町、革屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、幟町、上柳町、鉄砲町、橋本町、石見屋町、胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、薬研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、鉄砲屋町、袋町、下中町、新川場町、小町、雑魚場町、国泰寺町、竹屋町、田中町、平塚町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町、平野町、南竹屋町、東千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、稻荷町、松川町、土手町、桐木町、段原大畑町、段原町、段原東浦町、比治山本町、皆実町一丁目、二葉の里、大須賀町、松原町及び猿猴橋町

二 長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡野、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稻佐町二丁目、稻佐町三丁目、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）

（手帳の交付の申請）

第一条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第一号）に、その者が法第一条各号のいずれかに該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。第四条、第七条第二項及び第四項、第七条の二、第八条、第三十四条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十五条の二（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十五条の三（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十六条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第五十四条において準用する場合を含む。）、第四十一条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十一条の二（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十三条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十九条並びに第六十七条の二並びに附則第四条の二及び第四条の三を除き、以下同じ。）の都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。第三章及び第七十九条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

（許認可等の基準）

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について（平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。

なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。被爆者健康手帳の交付について（法第2条第2項）

1 省令第1条の規定による法第1条各号の一に該当することを認めることができる書類としては、おおむね次によること。

- (1) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書
- (2) 前号のものが無い場合は、当時の書簡、写真等の記録書類
- (3) 前二号のものが無い場合は、市町村長等の証明書
- (4) 前三号のものが無い場合は第三者（三親等以内の親族を除く。）二人以上の証明書
- (5) 前各号のいずれも無い場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書

2 1の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものであること。

審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努めること。事実聴取にあたっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても把握しておくこと。

手帳交付の決定に際しては、部内の合議による等の適切な審査体制について配慮し、適宜広島県、長崎県、広島市又は長崎市に照会を行うことにより、審査の万全を期すこと

○「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて（令和4年3月18日付け健発0318第8号）

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話（令和3年7月27日閣議決定）に記載がある「原告」と同じような事情にあったと認められる者（以下「原告と同じような事情の者」という。）に係る法第1条3号の解釈及び運用については、下記のとおりとするので、留意されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

第一 原告と同じような事情の者の取扱い

次の1及び2のいずれにも該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。

1 以下の要件のいずれにも該当する者

- (1) 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること（※1）。

（※1）申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱うこと。

- (2) 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が、「原告」と同じような事情

にあったことが確認できること。

2 次に掲げる障害のいずれかを伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下「11種類の障害を伴う疾病」という。)にかかっている者(※2)

- ・造血機能障害
- ・肝臓機能障害
- ・細胞増殖機能障害
- ・内分泌腺機能障害
- ・脳血管障害
- ・循環器機能障害
- ・腎臓機能障害
- ・水晶体混濁による視機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・運動器機能障害
- ・潰瘍による消化器機能障害

(※2) 11種類の障害を伴う疾病にかかっている者とは、申請に基づく審査において、現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていることが確認できる者をいう。

ただし、過去に白内障の手術を受けたことが確認できる者(眼内レンズ挿入者)は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなして取り扱うこと。

第二 確認方法

第一の1及び2については、次のとおり確認を行うこと。

1 第一の1について

第一の1については、「被爆者健康手帳の交付事務について」(昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知)に留意のうえ、

- ・「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料(「原告」が「黒い雨」に遭ったことを事実認定する前提として同訴訟の第一審判決及び第二審判決で用いられた部分に限る。)
- ・「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認すること。

2 第一の2について

第一の2については、健康管理手当の支給要件である障害を伴う疾病有無認定における確認方法に準じて確認すること(※3)。

なお、診断書は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)様式第19号に定める診断書(健康管理手当用)を流用して差し支えない。

- (※3) 過去に白内障の手術を受けたことについては、白内障の手術歴があること(眼内レンズ挿入の事実があること)、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかでないことを確認すること。